

新しい健診・保健指導がスタートします

40歳から74歳までの人は、医療保険者ごとに健診・保健指導を受けることになります。

現在の健診は、市区町村が行う住民健診や事業主が行う職場健診など様々で、内容も統一されていないため、生活習慣病などについて健診結果の比較分析が難しい部分があります。そうしたことから、平成20年4月からは、国保や健保組合などの医療保険者の責任で、40歳から74歳までの医療保険加入者（家族を含む）を対象に、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診と本人に適した保健指導を行うことが義務づけられました。

問診や健診結果をもとに

- * 健診結果の読み方 * 具体的な健康づくりの方法
- * 健康づくりのサークル等の紹介

専門家の指導のもと目標設定

- * 個別面接またはグループ支援
- * 半年後に健康状態や生活習慣の確認



初回面接で内臓脂肪減量の行動目標設定

- * 個別面接またはグループ支援
- * 3か月以上の継続的な支援
- * 必要に応じて行動目標の見直し
- * 半年後に健康状態や生活習慣の確認

健康な人も含め
すべての人へ

情報提供

メタボ予備群
という人に

動機づけ支援

メタボに該当
する人に

積極的支援

◆住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線⑤7784

75歳以上の方の健診は、滋賀県後期高齢者医療広域連合の委託を受けて町で実施していく予定です。

介護保険制度により

住宅改修費の支給が受けられます

心身の機能が低下して介護が必要となつたとき、住まいを安全で使いやすく整えることは、在宅生活を続ける上で重要となります。

介護保険制度では、介護が必要と認定された方に対する段差の解消や手すりの設置などの住宅改修は、在宅介護のひとつとして位置づけられており、改修費の支給があります。

★どんな人が対象となるの？

介護保険の要介護認定で、要支援1・2、要介護1～5と認定され、要介護者の心身の状況や住宅の状況から必要と認められた人

住宅改修する前に、必ず町に事前申請をして審査を受け、工事完了後に認められた場合に支給します。

★いくら支給されるの？

いったん住宅改修工事代金を利用者が支払い、その後介護保険から支給対象となる工事代金の9割が支払われます。

要介護度にかかわらず、介護保険における住宅改修の支給限度基準額は20万円で、最高18万円を支給します。

★どんな改修ができるの？

介護保険の給付の対象となる住宅改修の種類は、次のように定められています。

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止および移動の円滑化等のための床、または通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への取り替え
- (5) 洋式便器等への便器の取り替え
- (6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

※詳しくは介護支援課までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当
☎ 6501

有線⑤7788

